

地域未来投資促進法（※1）に基づく市計画の期間及び市条例の適用期限

作成：総務部税務課（令和7年1月8日更新）

	H29.12.22	R3.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R10.3.31	R11.3.31
第1期 淡路市基本計画 （企業誘致推進課）		→		1年延長 →			
第2期 淡路市基本計画 （企業誘致推進課）					令和6年3月22日 主務大臣同意 →		
企業立地促進条例 （企業誘致推進課）		→		令和5年3月改正 →	令和6年3月改正 →		
地域牽引事業～課税免除に関する条例 （税務課）		→	令和3年3月改正 →	令和5年3月改正 →	令和6年3月改正（※2） →	令和7年3月改正予定 →	
固定資産税の減収補填措置 （国）		→	令和3年3月改正 →	令和5年3月改正 →		令和7年3月改正予定 →	

（※1） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の略称

（※2） 現行の適用期限が令和7年3月31日となっている理由

国による固定資産税の減収補填措置の適用期限が同日となっているため（根拠法令：H19. 8. 16 総務省令第94号 第2条第1項）